

報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 7 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月14日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 36万6,300円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

令和4年6月13日午後0時9分頃、駐車場 (省略) において、  
公用車が移動のため後進した際、相手方事業所の外壁に接触し、損傷させた。